

「自由刑の在り方」についての意見要旨

1 自由刑の単一化

- 破廉恥犯か否かによる懲役刑と禁錮刑との類型的区別は、現在では重要とまでは言えず、この区別を存置することには余り意味がない。
- 禁錮受刑者の多くが自ら申し出て作業を行っている現状では、あえて禁錮刑を存置する実益は乏しいのではないか。
- 受刑者の改善更生を図るため、受刑者の特性に応じて作業以外の矯正処遇をより柔軟に行えるようにすべき。
- 刑務作業を懲らしめや罰ではなく処遇の一環として捉えるならば、懲役刑と禁錮刑を併存させておく必要はない。

2 自由刑を単一化した場合の処遇内容

（作業及び各種指導の義務付け）

- 作業及び各種指導は、受刑者の改善更生・社会復帰を図る上で重要な処遇方法であるから、いずれも受刑者に義務付けるべき。
- 各種指導を義務付けるか否かについて検討する際は、受刑者の改善更生は社会全体の利益でもあるという観点も考慮すべき。
- 作業と各種指導の義務付けの在り方は、改善更生・社会復帰に資するかを考慮して決めるべき。
- 受刑者の改善更生・社会復帰が刑罰の大きな目的であり、作業及び各種指導とを併用してその目的を達成するのが望ましい。その際、個別の受刑者ごとにどのような処遇が適切かという観点から、一方のみを用いることがあってもよい。

（義務の履行を担保する方法）

- 義務付けられた指導を拒否する者を放置することは好ましくなく、懲罰を科すことがやむを得ないこともある。
- 各種指導を受ける義務を担保する方法として、懲罰だけでなく、本人が自主的に指導を受けるように促す方策も必要。

（その他）

- 作業及び各種指導を義務付けることと、その義務の履行を担保する方法とを分けて考え、それぞれの根拠規定を刑法に規定するのか刑事収容施設法に規定するのかを検討することが必要。
- 作業を必須とせず各種指導を行い得るようにすると、結果として、作業の割合が減少し、作業報奨金の額が少なくなることが考えられるので、受刑者が出所した際に当面の生活に困ることのないようにする方策が必要。